

ガーナにおける独立FM局の将来-ラジオ・アイ放送 禁止処分の行方

著者	飯島 道郎
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アフリカレポート
発行年	1998-09
出版者	日本貿易振興会アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00008402

ガーナにおける

独立FM局の将来

ラジオ・アイ放送禁止処分の行方

飯島道郎

はじめに

1997年に3年ぶりにアクラを訪れたが、なんとも驚いたのは、FMラジオ局の多さであった。東京並かそれ以上の数の放送局があり、カーラジオからは、プリセットボタンに記憶させきれないほどの放送が流れこんでくる。マーケットに買い物に行けばどこでもラジオがかかっている、皆ハイライフやレゲエに合わせて思い思いに体を揺すっている。オフィスや大学の研究室からもラップやR&Bが流れてくる。3年前にはFM局は1局だけしかなくどこでも同じ曲が流れ、選択の余地が全くなかったのが、96年以降の急速なFM放送民営化の波を肌で感じる事となった。

1 ガーナのFM放送事情

ガーナで放送が開始されたのは1935年のことで、その後国営放送局が唯一放送を担ってきた。

1992年に第4共和制が開始されたが、94年の時

点でも放送事業の民営化はまだ進んでおらず、テレビ、ラジオともに放送局はすべて国営ガーナ放送会社(GBC)の所有であった。FM局もGBC系列のガーナ・ラジオ(GAR)しか存在しなかった。政府発表を中心としたニュース番組と、アナウンサーが曲のタイトルと歌手名を紹介するだけの簡単な音楽番組が放送されていたことを覚えている。

1998年になると、FM局は全国ネットのGAR以外に、アクラで12局、クマシが8局、各州ではそれぞれ数局ずつ開局され、全国では総数35局にも達した。とくに首都圏にあたるアクラ- Tema圏では増加が著しい。このうち4局はカレッジラジオで、アクラのガーナ大学とクマシにあるクワメ・エンクルマ工科大学などが運営している。ガーナにはAM放送局は存在しない。

FM番組の主流は音楽番組で、主に最新流行のアメリカ合衆国のブラック・ミュージックとガーナ音楽がかかっている。「クロス・ファイア」や「フロント・ページ」といった政治討論番組は週に数回ほど。身の上相談番組やお茶の間法律相談というような番組も人気が高い。放送使用言語は大半

が英語で、特定のプログラムでは地方語(本稿では「部族語」という用語は使用しない)が使われている。特にアカン語(twi)のプログラムはラジオ・ユニバースやパイブFMで流されている。パイブFMにはフランス語のプログラムもある。地方語だけで放送を続けているのは、ボルタ州のアダ・コミュニティ・ラジオ1局のみで、ガ・ダングエ語とエウェ語のプログラムが組まれている。

定時のニュース番組には通信社提供のソースがそのまま使われることが多い。現在ガーナには通信社が2社あり、国営のガーナ・ニュース通信社(GNA)と私企業であるパンアフリカン・ニュース通信社が活動しているが、GNAが事実上独占している。ただ、BBCやVOAのニュースがそのまま流れるプログラムもラジオ局によっては存在するので、政府によるニュースの意図的な隠蔽は難しい状況にある。

ガーナ電力会社によれば、全ガーナ人口のうち電力の恩恵を受けているのは、2割強だという。全国ネットでも、中継地点がスンヤニ、タマレ、ボルガタンガなど州都を中心に半径80キロ圏に限られるため、都市間に散らばる村落では聴取は事実上困難である。自ずと商業FM放送区域も都市部に限られ、アクラ-テマ圏かクマシが中心である。ラジオCMも都市住民をターゲットにしており、付加価値税(VAT)政策推進の政府公報や日用品、工業製品の広告など、都市生活を想定したものが大半である。

2 放送認可のシステム

現在ガーナでは1992年のガーナ第4共和制憲法(以下、92年憲法)と96年のコミュニケーション審査会法(以下、96年法)の二つが放送事業に関わる法律となっている。96年法は憲法の規定を補完す

る目的で制定された法律で、コミュニケーション審査会設立、放送事業認可事項、周波数の割り当て、組織や財政に関する規定から構成されている。

92年憲法と96年法で特に大きく変化したのは、96年法により初めて放送許可申請が不可避となった点である。

92年憲法12章162条3項では、以下のように述べられている。「独立報道機関やメディアの設立にあたっては、いかなる障害もあってはならない。殊に、新聞、雑誌、その他のマスメディア設立の必要条件としての放送許可を求めるいかなる法律も存在しない」。

この規定が暗に示しているのは、周波数の割り当てを受けた後は、誰でも自由に放送を行なうことができるという内容であった。

ところが、96年法では放送許可申請が必要とされた。放送許可と放送実施に関する規定を定めた第2部9条では、「同法の他項の定めるところにより、コミュニケーション審査会評議委員会がその〔=他項が定める特定の〕目的で授与した放送許可を取得することなしには、ガーナにおいて何人も放送局の設立、放送機材の設置、使用、または放送実施に携わることはできない」と明文化されている。この条項は92年憲法に抵触する恐れがあるといわれており、94年に起きたFMラジオ・アイ局の放送禁止処分においても争点となった部分であった。

96年法では放送許可と周波数割り当ての両申請が必要となった。全世界のラジオ放送の周波数は国際電気通信連盟(ITU)が割り当てることになっているが、ガーナ国内向けはコミュニケーション審査会内の周波数評議会が行なう。割り当ての対象はガーナ企業および個人で、合併企業の場合、非ガーナ資本の割合は30%以下に制限されている。

また、1995年4月には、情報大臣の諮問機関で

ある独立放送準備委員会が、独立メディアに関する報告書をまとめている。

同報告書では、メディア所有者の制限と放送の独占禁止の必要性が説かれている。宗教団体と政治団体は特定のプログラムのスポンサーになることは可能だが、放送の公共性を重視する立場から、放送局の所有は認められないとの提言が出された。また、いかなる個人、企業も都市部では1局以上、全国向けでは4局以上の放送メディアを所有することは禁止する旨の報告がなされた。この問題については現在も議論が続いている。

96年法は政府が放送自由化に一定の歯止めをかけ、政府の管轄権を残しておくことを主眼に制定された法律であった。

3 ラジオ・アイ放送禁止処分

FMラジオ・アイ局創設者、
ウエレコ・プロビー氏に聞く

筆者は、ラジオ・アイの創設者チャールズ・ウエレコ・プロビー氏にインタビューする機会を得た。

プロビー氏は軍事政権の暫定国家防衛評議会(PNDC)時代にはエネルギー政策顧問を務めた経歴があり、現在はガーナ独立メディア会社(IMCG)代表、アナンセテム出版社社長、ガーナ統一運動(UGM)暫定議長を兼任している。野党勢力を代表する知識人の1人である。

民政移管後、独立メディアの必要性が叫ばれてはいたが、その後数年間は独立メディアが全く存在しなかった。前にも述べたように、ニュース・ソースはGNAが事実上独占し、国民民主会議党(NDC)政権や閣僚の動向を伝えるニュースが多数を占めていた。一方、新愛国党(NPP)など野党側は『クロニクル』紙など、数紙の野党寄りの新聞メディアを除くと、その主張を公表できる場がきわめて

限られていた。マスメディアを利用できない野党側は不利であったと、プロビー氏はその当時の状況について語ってくれた。その情報格差を是正するため、ラジオ・アイ設立に思い到ったそうである。

1994年11月にガーナ大学情報学科主催の独立メディアに関するフォーラムが開かれ、独立ラジオ局設立予定者が招かれた。そのうちの一人でもあったプロビー氏が同月、初の独立ラジオ局であるラジオ・アイで放送を開始した。ラジオ・アイは92年憲法の規定を根拠に、放送許可が下りるのを待たず、当時のコミュニケーション省周波数評議会が周波数を割り当てるとすぐに放送を始めた。これに続いて、ガーナ大学もFMレゴン(現ラジオ・ユニバース)を開局する。

ところが、1995年にラジオ・アイは当局によって放送禁止処分を受ける。放送局は軍隊によって占拠され、放送中止をやむなくされた。放送許可を得ていないという理由からであった。しかしながら当時の法律には、放送許可取得を義務とした規定はまったくなく、憲法上は放送禁止処分の法的根拠はないという議論もある。プロビー氏もそう解釈している。

96年法の草案は政府によって1994年10月に公表されてはいたが、ラジオ・アイのような独立ラジオ局の動きを封じ込めるために、与党側が法整備を早めたという憶測もはずれてはいないであろう。ちなみにプロビー氏は放送禁止解除を求めて訴訟を起こし、現在も係争中である。彼によれば、独立FM局が乱立している現在、ラジオ放送を再開する意義は特には感じないという。現在訴訟を続けている理由は、96年法が憲法違反であることを知らしめ、政府に謝罪させたいためであると話してくれた。

ところで、放送禁止処分を受けたラジオ・アイのプログラムはどのようなものだったのだろうか。

かなり厳しい政府批判中心の番組であったのだろうと推測できるが、当時の聴取者に聞いてみたところ、現在行なわれているFM放送とはそれほど違いがなかったという。音楽番組が大半で、時おり討論番組が流されていた程度だという。したがって、放送内容がガーナ政府の神経を逆撫でしたのではなく、ラジオ・アイ局開局が時期尚早であったとしか考えられない。現に1995年4月に独立局としては3局目の、ジョイFMが開局してからはこのような問題は起きず、FM開局ブームが起きている。

プロビー氏は、識字率が低いガーナではラジオは情報伝達に最適なメディアであることを強調していた。そのためには、メディアを利用できる平等な機会を増やすことがとくに必要であるという。ガーナ社会において政治的多元主義を定着させるには情報の共有が不可欠で、ラジオはさまざまな意味で有効だと考えているようだ。さらに、現在のFM放送は都市部の中流階級以上を対象にした音楽番組中心の娯楽番組作りを行なっているとして批判し、地方人口を聴取対象者に含めた教育目的のラジオ局の必要性を説いている。

4 独立FM局の将来

これだけ増加したガーナのFM局であるが、その放送内容は画一的で、商業主義的な音楽プログラムがその大半を占めている。

プロビー氏が批判しているように、娯楽番組の比重が高く、たとえば都市部と地方の格差を是正する意図を持った番組は少ない。GBC系列で全国ネットのテレビ網を持つガーナ・テレビ (GTV) 局の番組には五つの地方語 (アカン、ダゴンバ、ハウサ、ガ、エウェ) で放送されている大人向けの教育番組があるが、ラジオ番組にはそのような番組はほとんど存在しないといえる。

地方語のアルファベット表記が一般にそれほど浸透しておらず、地方語での出版メディアが存在しないガーナの現実を考えると、広報面でのラジオの意義は大きい。衛生観念、教育問題、政治討論などに関するプログラムは英語ではなく、むしろ地域の特性に合わせた地方語で組まれる必要がある。現状では政治討論のラジオ・プログラムは数が少ないこともあってすべて英語で進行され、パネリストが地方語で話そうとすると司会が止める場面もあったほどである。ラジオ放送では特に、地方の聴衆に配慮して地方語でのプログラムを増やしていく意義があると考えている。

また、独立メディアの増加とともに問題となってきたのは放送倫理の問題である。1998年2月には『フリープレス』紙がガーナ大統領夫人の服装センスを誹謗中傷した記事を掲載したとされ、夫人側の提訴で国家メディア委員会がこの件に関して調査を開始した。同委員会は元来国営メディアの中立性を保つために組織された団体であったが、独立メディアの多い現在では放送倫理を監視する目的も持たされている。出版メディアの場合、独立メディアの増加につれて取材不十分の記事の問題も取りざたされるようになり、FM放送においても自主的な放送倫理規定の確立が求められている。

現在ガーナにおいてFM局を開設するには、誰もが96年法に拘束される。そのためガーナの放送事業では政府が放送局開局に関する許認可権を行使することが可能で、きわめて限定された自由しか残されていない。娯楽番組中心の商業FM局が乱立するなか、FM放送の教育効果を利用し、政治的、社会的な問題を扱った番組の充実が待たれる。それと同時に、報道の自由を維持し、国家の政治的介入を防ぐために、自主的な放送倫理規定の確立が望まれる。

(いいじま・みちお/京都大学大学院)